

## ○防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月 9 日 国都市第 4 号 国住備第 23 号 国住街第 6 号 国住市第 12 号</p> <p>都道府県 政令指定都市 独立行政法人都市再生機構 各地方整備局等</p> <p style="text-align: right;">担当部局長 あて</p> <p style="text-align: right;">国土交通省都市局市街地整備課長 住宅局住宅総合整備課長 市街地建築課長</p> <p style="text-align: center;">防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について</p>	<p style="text-align: right;">平成 25 年 5 月 15 日 国都市第 53 号 国住備第 59 号 国住街第 51 号 国住市第 64 号</p> <p>都道府県 政令指定都市 独立行政法人都市再生機構 各地方整備局等</p> <p style="text-align: right;">担当部局長 あて</p> <p style="text-align: right;">国土交通省都市局市街地整備課長 住宅局住宅総合整備課長 市街地建築課長</p> <p style="text-align: center;">防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について</p>

改正案	現行
<p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け国都市第 341 号・国住備第 724 号・国住街第 201 号・国住市第 179 号。以下「補助金交付要綱」という。）第 6 第 2 項及び第 7 第 2 項並びに社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ－13－（10）5. 第 2 項及び 6. 第 2 項の規定に基づく「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」及び「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領」並びに補助金交付要綱第 8 第 2 項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－（10）7. 第 2 項に規定する「公的機関」並びに補助金交付要綱第 9 第 3 項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－（10）第 2 項に規定する「別に定める算出方法」について下記のとおり<u>改正</u>したので通知する。</p> <p>なお、貴管内市町村及び地方住宅供給公社に対し周知をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 （略）</p>	<p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け国都市第 341 号・国住備第 724 号・国住街第 201 号・国住市第 179 号。以下「補助金交付要綱」という。）第 6 第 2 項及び第 7 第 2 項並びに社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ－13－（10）5. 第 2 項及び 6. 第 2 項の規定に基づく「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」及び「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領」並びに補助金交付要綱第 8 第 2 項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－（10）7. 第 2 項に規定する「公的機関」並びに補助金交付要綱第 9 第 3 項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－（10）第 2 項に規定する「別に定める算出方法」について下記のとおり<u>定め</u>たので通知する。</p> <p>なお、貴管内市町村及び地方住宅供給公社に対し周知をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>(別紙1) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準</p> <p>第1 通則 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>一 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助金交付要綱並びに総合交付金交付要綱附属第I編イ-13-(10)及びイ-16-(18)に規定する防災・省エネまちづくり緊急促進事業をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>第3 技術基準</p> <p>1 補助金交付要綱第6第1項第1号及び総合交付金交付要綱附属第II編イ-13-(10)5.第1項第1号に掲げる高齡者等配慮対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 非住宅部分については、評価方法基準第5の9の9-2に規定する高齡者等配慮対策等級(共用部分)の等級4に相当(別添1参照)する対策、又は高齡者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項第一号に規定する高齡者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)に適合すること。</p>	<p>(別紙1) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準</p> <p>第1 通則 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>一 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助金交付要綱及び総合交付金交付要綱附属第I編イ-13-(10)及びイ-16-(18)に規定する防災・省エネまちづくり緊急促進事業をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>第3 技術基準</p> <p>1 補助金交付要綱第6第1項第1号及び総合交付金交付要綱附属第II編イ-13-(10)5.第1項第1号に掲げる福祉対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 非住宅部分については、評価方法基準第5の9の9-2に規定する高齡者等配慮対策等級(共用部分)の等級3に相当※1【別添1】する対策、又は高齡者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項第一号に規定する高齡者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)に適合すること。</p>

改正案	現行
<p><u>2 補助金交付要綱第6第1項第2号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第2号に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ (略)</u></p> <p><u>ロ (略)</u></p> <p><u>ハ (略)</u></p> <p><u>3 補助金交付要綱第6第1項第3号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第3号に掲げる防災対策は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ～ロ (略)</u></p> <p><u>4 補助金交付要綱第6第1項第4号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第4号に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 住宅部分については、評価方法基準第5の5の5-1に規定する断熱等性能等級について等級4に相当する基準かつ評価方法基準第5の5の5-2に規定する一次エネルギー消費量等級について等級5に相当する基準を満たすこと。</u></p> <p><u>ロ 非住宅部分については、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Ⅰ.に規定する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準に適合すること。</u></p> <p><u>5 補助金交付要綱第6第1項第5号及び交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第5号に掲げる環境対策は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>ハ (略)</u></p> <p><u>ニ (略)</u></p> <p><u>ホ (略)</u></p> <p><u>2 補助金交付要綱第6第1項第2号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第2号に掲げる防災対策は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ～ロ (略)</u></p>

改正案	現行
<p><u>イ 住宅部分の住戸内部については、評価方法基準第5の4の4-4に規定する更新対策（住戸専用部）において、躯体天井高が2,500ミリメートル以上であるものとするとともに、主たる居室において構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの（住戸の境界部に存する壁及び柱を除く。）がないものとする。</u></p> <p><u>ロ 施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。</u></p> <p><u>6 補助金交付要綱第6第1項第6号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第6号に掲げる居住水準の向上に資するものとは、次のとおりとする。</u> イ～ロ （略）</p> <p><u>7 補助金交付要綱第6第1項第6号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第6号に掲げる維持管理に配慮されているものとは、次のとおりとする。</u> イ～ロ （略）</p> <p><u>8 補助金交付要綱第7第1項第1号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)6. 第1項第1号に掲げる防災対策は、次のとおりとする。</u> <u>イ 災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所（50㎡以上）、防災備蓄倉庫（屋内5㎡以上）の設置等とは、次のいずれかに該当すること。</u> <u>① 非常時における周辺住民や帰宅困難者等の一時滞在等の用に供することができる集会所であって、50㎡以上で住戸数に応じた十</u></p>	<p><u>④ 住宅部分の住戸内部については、評価方法基準第5の4の4-4に規定する更新対策（住戸専用部）において、躯体天井高が2,500ミリメートル以上であるものとするとともに、主たる居室において構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの（住戸の境界部に存する壁及び柱を除く。）がないものとする。</u></p> <p><u>⑦ 施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。</u></p> <p><u>3 補助金交付要綱第6第1項第4号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第4号に掲げる居住水準の向上に資するものとは、次のとおりとする。</u> イ～ロ （略）</p> <p><u>4 補助金交付要綱第6第1項第4号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5. 第1項第4号に掲げる維持管理に配慮されているものとは、次のとおりとする。</u> イ～ロ （略）</p> <p><u>5 補助金交付要綱第7第1項第1号ハ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)6. 第1項第1号ハに掲げる防災対策は、次のとおりとする。</u> <u>（別表第2より転載）</u></p>

改正案	現行
<p><u>分な広さを有している、又は住戸数に応じた十分な広さを有する備蓄倉庫（5㎡以上のもに限る。）を備えている。なお、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。</u></p> <p><u>② 非常時における周辺住民や帰宅困難者等のための避難地又は避難路として活用可能な公開空地、人工地盤その他これらに類する空地であって、次に掲げるいずれかの要件を満たすものを設けること。なお、当該事業により整備される避難地等を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する避難地等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）</u></p> <p><u>a 日常的に開放され、避難の用に供することができる敷地内の公共的通路又は公開空地（敷地内の建築物の内部に設けられるものを含む。）がある。</u></p> <p><u>b 敷地内に設けられた敷地面積の10%以上の面積を有する一の空地であって、非常時における避難の用に供することができる広場、緑地及び児童遊園等がある。</u></p> <p><u>ロ 非常時に発生する火災に対して有効に機能する延焼遮断帯の形成に寄与すること。</u></p> <p><u>ハ</u> （略）</p> <p><u>9</u> （略）</p> <p>① 住宅部分については、評価方法基準第5の3の3-1に規定する劣化対策等級（構造躯体等）の等級3以上<u>の基準を満たす</u>こと。ただし、コンクリートの水セメント比は、別添3<u>(2)</u>ロbに規定す</p>	<p>（略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p>① 住宅部分については、評価方法基準第5の3の3-1に規定する劣化対策等級（構造躯体等）の等級3以上<u>である</u>こと。ただし、コンクリートの水セメント比は、別添3ロbに規定する。</p>

改正案	現行
<p>る。</p> <p>非住宅部分については、評価方法基準第5の3の3-1に規定する劣化対策等級（構造躯体等）の等級3に相当（別添3参照）する対策以上であること。</p> <p>② 住宅部分については、評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級（専用配管）及び同4-2に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級3以上の基準を満たすこと。</p> <p>非住宅部分については、評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級（専用配管）及び同4-2に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級3に相当（別添4参照）する対策以上であること。</p> <p>③ 住宅部分については、評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策（共用排水管）の等級3以上の基準を満たすこと。</p> <p>非住宅部分については、評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策（共用排水管）の等級3に相当（別添5参照）する対策以上であること。</p> <p>④～⑦ 削除</p>	<p>非住宅部分については、評価方法基準第5の3の3-1に規定する劣化対策等級（構造躯体等）の等級3に相当※3【別添3】する対策以上であること。</p> <p>② 住宅部分については、評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級（専用配管）及び同4-2に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級3以上であること。</p> <p>非住宅部分については、評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級（専用配管）及び同4-2に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級3に相当※4【別添4】する対策以上であること。</p> <p>③ 住宅部分については、評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策（共用排水管）の等級3以上であること。</p> <p>非住宅部分については、評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策（共用排水管）の等級3に相当※5【別添5】する対策以上であること。</p> <p>④ 住宅部分の住戸内部については、評価方法基準第5の4の4-4に規定する更新対策（住戸専用部）において、躯体天井高が2,500ミリメートル以上であるものとするとともに、主たる居室において構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの（住戸の境界部に存する壁及び柱を除く。）がないものとする。</p> <p>⑤ 住宅部分については、評価方法基準第5の8の8-1に規定する重量床衝撃音対策等級4以上であること。</p> <p>非住宅部分については、評価方法基準第5の8の8-1に規定する重量床衝撃音対策等級4に相当※6【別添6】する対策以上であること。</p>

改正案	現行
<p><u>7 削除</u>  (21 緊促の際に、要綱の「高耐久性仕様」に関する具体的な要件の一部として技術基準に規定されていたもの)</p>	<p><u>⑥ 住宅部分については、評価方法基準第5の8の8-3に規定する透過損失等級（界壁）4以上であること。</u>  <u>非住宅部分については、評価方法基準第5の8の8-3に規定する透過損失等級（界壁）4に相当※7【別添7】する対策以上であること。</u></p> <p><u>⑦ 施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。</u></p> <p><u>7 補助金交付要綱第7第1項第2号イ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)6. 第1項第2号イに掲げるライフサイクルコスト対策として、住宅部分については以下の項目を満たすこと。</u></p> <p><u>イ 施設建築物等は、当該施設建築物等に関する地域及び立地条件に応じた性能が保たれるよう配慮し、必要に応じて塩害及び冷害等について対策を行うものとする。</u></p> <p><u>ロ 部品の補修及び交換が行いやすい寸法体系とする。</u></p> <p><u>ハ 建物形状及び構造計画は、建物屋外面の維持、管理及び補修ができる限り容易に行えるように配慮すること。</u></p> <p><u>ニ 屋外に面する建具及び屋外に設置される手すり等の金属部分は、できる限り維持及び管理が容易な材料を選定すること。なお、金属部分を鉄製とする場合は、有効な防錆措置を施すものとし、改修による交換に際し、できる限り躯体を損傷しない取付方法とすること。</u></p> <p><u>ホ 住宅等の設計計画は、当該住宅等のリフォーム等への対応が容易に行えるように自由度の高い居住空間を確保する。</u></p> <p><u>ヘ 住宅の大型部品の補修又は交換が、できる限り他の部位に支障を及ぼすことなくできるようにすること。</u></p> <p><u>ト 電気配線は、区画貫通部分において必要な場合以外は、躯体から</u></p>

改正案	現行
<p><u>10</u> (略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p><u>11</u> 補助金交付要綱第7第1項第3号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)6. 第1項第3号に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ 次の①から⑤までのすべてを満たすこと。</p> <p>① <u>建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。</u></p> <p>② <u>エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。</u></p> <p>③ <u>住戸の玄関は、侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置されたものとする。</u></p> <p>④ <u>共用廊下等に面する窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u></p> <p>⑤ <u>建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u></p> <p>ロ <u>評価方法基準第5の8の8-1に規定する重量床衝撃音対策等級4に相当する基準を満たすこと</u></p>	<p><u>分離させるものとする。ただし、やむを得ず躯体に埋め込む場合においては、更新性に配慮した構造とすること。</u></p> <p><u>チ 住宅設備機器等の建築部品は、交換や入手が容易に行えるものを使用すること。</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>イ～ロ (略)</p>

改正案	現行
<p><u>ハ 評価方法基準第5の8の8-2に規定する軽量床衝撃音対策等級4に相当する基準を満たすこと</u></p> <p><u>ニ 評価方法基準第5の8の8-3に規定する透過損失等級（界壁）の等級4に相当する基準を満たすこと</u></p> <p>第4 （略）</p> <p>（中略）</p> <p><u>附則</u> <u>この技術基準は、平成27年4月9日より施行する。</u></p> <p>別表第1（略）</p> <p>（別紙2） 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領</p> <p>第1～第5 （略）</p> <p>（中略）</p> <p><u>附則</u></p>	<p>第4 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>（別紙2） 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領</p> <p>第1～第5 （略）</p> <p>（中略）</p>



改正案

交付要綱附属第三編イ-13-(10)第1項の(1)から(8)までに掲げる対策のうち住宅床の整備に付加的に要する費用の算出は、以下の算式を用いてもよいこととする。

(中略)

表1 住宅床の場合

項目	内容	ポイント	
I 構造部分等	①躯体の性能向上		
	a 省エネルギー	<u>住宅性能表示制度における断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量の等級5の基準を満たす。</u>	注1
	b 耐久性向上	(略)	110
	c 階高の確保	原則として、2,500ミリメートル以上の躯体天井高とする。(注2)	110
		<u>(削除)</u>	
d 床厚・壁厚の確保	<u>・評価方法基準第5の8の8-1に規定する重量床衝撃音対策等級が等級4に相当する基準を満たす。</u>	120	

現行

交付要綱附属第三編イ-13-(10)第1項の(1)から(5)までに掲げる対策のうち住宅床の整備に付加的に要する費用の算出は、以下の算式を用いてもよいこととする。

(中略)

表1 住宅床の場合

項目	内容	ポイント	
I 構造部分等	①躯体の性能向上		
	a 省エネルギー	<u>住宅エコポイント(平成21年度補正予算(第2号))に位置付けられた「エコポイント対象住宅基準」を満たす。</u>	注2
	b 耐久性向上	(略)	110
	c 階高の確保	<u>イ</u> 原則として、2,500ミリメートル以上の躯体天井高とする。(注1)	110
		<u>ロ</u> 2,600ミリメートル以上の躯体天井高とする。	220
d 床厚・壁厚の確保	<u>戸境床の床版のコンクリート厚さを200ミリメートル以上、界壁のコンクリート厚さを150ミリメートル以上と</u>	100	

改正案				現行			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法基準第5の8の8-2に規定する軽量床衝撃音対策等級が等級4に相当する基準を満たす。</li> <li>・評価方法基準第5の8の8-3に規定する透過損失等級（界壁）が等級4に相当する基準を満たす。</li> </ul>				する。	
	(削除)	(削除)		e 設備配管・配線等スペースの確保	設備配管・配線等の更新性に配慮した十分な広さのメーターボックス、パイプスペース等を確保する。	100	
	(削除)	(削除)		f バルコニ一幅の確保	設備配管・配線等の更新性に配慮し、1,200ミリメートル以上の有効幅員を確保する。	90	
	e 構造の安定性	(略)	300	g 高性能の架構	(略)	300	
		免震構造若しくは制震構造の採用	注1				
	(削除)	(削除)		h スケルトンインフィル分離等による省資源住宅	純ラーメン架構の採用	300	
	f 津波に対する構造安全性	整備される施設建築物が、津波に対して安全な構造であること。	注1及び注3	i 津波に対する構造安全性	津波防災に資する施設の整備	注2及び注5	

改正案				現行			
	<u>(削除)</u>				<u>②外装材の更 新性向上</u>		
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>a 外装材の 性能向上 (イ又はロ)</u>	<u>イ 修繕の容易な外装とするため、吹 き付けタイル又は同等以上の性能を有 する外装材を使用する。</u>	<u>60</u>
		<u>(削除)</u>				<u>ロ 修繕周期の長い外装とするため、 タイル又は同等以上の性能を有する外 装材を使用する。</u>	<u>300</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>b バルコニ 一床の耐水 性向上</u>	<u>耐水性の高いバルコニー床とするた め、塗膜防水又は同等以上の性能を有 する仕上げとする。</u>	<u>15</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>c 外部金物 (イ又は ロ)</u>	<u>イ 外部金物を、原則として、ステン レス製又は7マイクロメートル以上の 厚さの塗膜を有するアルミ製とする。 ただし、やむを得ず鉄製とする場合は、 雨掛り部分を溶触亜鉛メッキ又は同等 以上の防錆加工したものとする。</u>	<u>20</u>
		<u>(削除)</u>				<u>ロ 外部金物を、ステンレス製又は12 マイクロメートル以上（ただし、雨掛 り部分以外は7マイクロメートル以上 で可）の厚さの塗膜を有するアルミ製 とする。</u>	<u>30</u>

改正案				現行			
	(削除)	(削除)			③共用の設備 配管・配線の躯体からの分離 (イ又はロ)	イ 区画貫通部分において必要な場合 以外は、共用の給水管及び排水管を躯体から分離する。また、区画貫通部分において必要な場合以外は、共用の電気配線・配管を原則をして躯体から分離する。ただし、やむを得ず電気配線・配管を躯体に埋め込む場合は、更新性に配慮した構造とする。_____	20
		(削除)				ロ 区画貫通部分において必要な場合 以外は、共用の給水管、排水管及び電気配線・配管を躯体から分離する。_____	40
II 住 戸 及 び 共 用 部	①住戸			II	①住戸		
	a 高齢者等に配慮した構造	評価方法基準第5の9の9-1に規定する高齢者等配慮対策等級（専用部分）が等級3以上の <u>基準を満たす。</u>	100	II	a 高齢者等に配慮した構造	評価方法基準第5の9の9-1に規定する高齢者等配慮対策等級（専用部分）が等級3以上 <u>であるものとする。</u>	100
	b 設備配管の更新性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級（専用配管）が等級3以上の基準を満たす。</u></li> <li>・ <u>評価方法基準第5の4の4-2に規定する維持管理対策等級（共用配管）が等級3以上の基準を満たす。</u></li> <li>・ <u>評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策等級（共用排水管）が等級3以上の基準を満たす。</u></li> </ul>	105	II	b 設備配管	<u>全住戸の給水及び給湯配管をさや管ヘッダー方式とする。</u> <u>共用の給水管及び排水管は、原則として、共用部分に設置する。ただし、やむを得ず専用部分に設置する場合は、適切な位置に点検口を設置するものとする。</u>	105

改正案				現行			
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>c 電気配線</u> <u>(イ又は</u> <u>ロ)</u>	<u>イ 区画貫通部分において必要な場合</u> <u>以外は、専用部分の電気配線・配管を</u> <u>原則として躯体から分離する。ただし、</u> <u>やむを得ず電気配線・配管を躯体に埋</u> <u>め込む場合は、更新性に配慮した構造</u> <u>とする。</u>	<u>20</u>	
		<u>(削除)</u>			<u>ロ 区画貫通部分において必要な場合</u> <u>以外は、専用部分の電気配線・配管を</u> <u>躯体から分離する。</u>	<u>40</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>d 太陽熱利</u> <u>用給湯</u>	<u>太陽熱を利用した給湯装置を原則と</u> <u>して全住戸に設置する。</u>	<u>45</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(アクティブソ</u> <u>ラー)</u>			
		<u>(削除)</u>			<u>e 太陽熱利</u> <u>用暖房</u>	<u>イ 太陽熱を利用した暖房装置を全住</u> <u>戸の5パーセント以上の住戸に設置す</u> <u>る。</u>	<u>5</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(イ又は</u> <u>ロ)</u>	<u>ロ 太陽熱を利用した暖房装置を全住</u> <u>戸の10パーセント以上の住戸に設置</u> <u>する。</u>	<u>10</u>	
		<u>(削除)</u>			<u>f 省エネル</u> <u>ギー対応分</u> <u>電盤</u>	<u>過電流警報機能付分電盤を原則とし</u> <u>て全住戸に設置する。</u>	<u>15</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>g 全換気</u>	<u>省エネルギー基準を満たす換気計画</u>	<u>60</u>	

改正案				現行			
		(削除)	(削除)			を策定する。	
		(削除)	(削除)		h 床暖房設備	イ 主要な居室に床暖房を導入	40
			(削除)		(イ又はロ)	ロ 全ての居室に床暖房を導入	70
		(削除)	(削除)		i 健康に配慮した内装材	内装材のホルムアルデヒド放散量が原則として0.5mg/1以下であること。	20
		c 侵入を防止する開口部	(略)	85	j 侵入を防止する開口部	(略)	85
		②共用部			②共用部		
				130			130
				30			30
			(略)			(略)	
	Ⅲ 共同 施設	(削除)	(削除)		Ⅲ 共同 施設	①受水槽の耐震性向上	設計用水平震度1G以上の受水槽を設置する。
	(削除)	(削除)			②緊急遮断弁付き受水槽	200gal以上の地震に対して有効に作動する遮断装置を設けた受水槽を設置する。	10
	①防災対策						

改正案				現行			
屋 外 附 帯	<u>a 帰宅困難者支援</u>	<u>非常時における周辺住民や帰宅困難者等の一時滞在等の用に供することができる集会所や、備蓄倉庫等の整備</u>	<u>注 1</u>	・ 屋 外 附 帯			
	<u>b 延焼遮断帯等</u>	<u>非常時に発生する火災に対して有効に機能する延焼遮断帯の形成</u>	<u>注 1</u>				
	<u>②緑化の推進</u>						
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>					
		<u>(削除)</u>		<u>③緑化の推進</u>			
				<u>a 屋上・壁面緑化</u> <u>(イ又はロ)</u>	<u>イ 建築物の屋上部、壁面の一定以上の面積を緑化する。ただし、一定以上の面積は、建築面積に 0.9 を乗じた数値に 0.05 を乗じた面積以上とし、緑化面積は、建築物の壁面緑化見付け面積に 0.8 を乗じた面積と屋上緑化面積との合計面積とする。</u>	<u>5</u>	
					<u>ロ 建築物の屋上部、壁面の一定以上の面積を緑化する。ただし、一定以上の面積は、建築面積に 0.9 を乗じた数値に 0.1 を乗じた面積以上とし、緑化面積は、建築物の壁面緑化見付け面積に 0.8 を乗じた面積と屋上緑化面積との合計面積とする。</u>	<u>15</u>	
	<u>(イ又はロ)</u>	<u>イ 敷地面積の 100 分の 5 以上の面積</u>	<u>15</u>				

改正案				現行			
		<u>を緑化する。</u>	<u>注 4</u>	b <u>緑地・植栽整備</u> (イ又はロ)	イ <u>敷地面積に 0.1 を乗じた面積以上の緑地、植栽を屋上・壁面以外に整備する。</u>	<u>25</u>	
		ロ <u>敷地面積の 10 分の 2 以上の面積を緑化する。</u>	<u>60</u> <u>注 4</u>		ロ <u>敷地面積に 0.2 を乗じた面積以上の緑地、植栽を屋上・壁面以外に整備する。</u>	<u>50</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		④ <u>雨水の流出抑制</u>	<u>敷地面積に 500 t / ha を乗じて得られる雨水の流出を抑制するため、透水性舗装、浸透トレンチ、雨水流出抑制貯留槽のいずれかを整備する。</u>	<u>35</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			⑤ <u>雨水利用</u>	<u>敷地内において、雨水の有効利用を目的とした施設（雨水貯水槽等を含む。）を整備する。</u>	<u>10</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		⑥ <u>電気及び電話幹線の地中化</u>	<u>敷地内において、電気及び電話幹線の建築物への引き込みを地中引き込み方式とする。</u>	<u>35</u>	
	③ <u>空地の確保</u>	イ <u>空地の面積の敷地面積に対する割合（以下「空地率」という。）が、1 から建ぺい率の最高限度を減じた数値に 10 分の 2 を加えた数値以上となるよう空地を確保する。</u>	<u>注 1</u>	⑦ <u>広場等の整備</u>			
		ロ <u>空地率が、1 から建ぺい率の最高</u>	<u>注 1</u>				

改正案				現行			
		<u>限度を減じた数値に 10 分の 1 を加えた数値以上となるよう空地を確保する。</u>					
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>a 人工地盤</u>	<u>緊急時の通行・避難広場等の用に供する人工地盤を設置する。</u>		<u>注 2</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>b 空地</u>	<u>緊急時の通行・避難広場、都市緑化等の用に供する空地を設置する。</u>		<u>注 2</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>c 敷地内の傾斜路</u>	<u>長寿社会対応住宅設計指針の補足基準を満たすものとする。</u>		<u>1</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>d 屋外階段の手すり</u>	<u>長寿社会対応住宅設計指針の補足基準を満たすものとする。</u>		<u>1</u>
<p><u>(注 1)</u> 当該項目の内容を実施することによる工事費増（空地確保に伴う建築物整備の工事費増を含む。）に係る実積算額を全体建設工事費で除した額に 10,000 を乗じて得た数値を当該項目のポイントとする。</p> <p><u>(注 2)</u> 平均して 2,500 ミリメートル以上の躯体天井高が確保されている場合であって 2,500 ミリメートル以上の躯体天井高を有する場合と同程度のはり下寸法が確保できる場合、又は壁式構造の場合の躯体天井高は 2,450 ミリメートル以上を可とし、木造の場合の躯体天井高は 2,400 ミリメートル以上を可とする。</p> <p><u>(注 3)</u> 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省令第 99 号）第 31 条に定める指定避難施設の技術的基準を満たす建築物を整備する際に、付加的に要する費用を対象とする。この場</p>				<p><u>(注 1)</u> 平均して 2,500 ミリメートル以上の躯体天井高が確保されている場合であって 2,500 ミリメートル以上の躯体天井高を有する場合と同程度のはり下寸法が確保できる場合、又は壁式構造の場合の躯体天井高は 2,450 ミリメートル以上を可とし、木造の場合の躯体天井高は 2,400 ミリメートル以上を可とする。</p> <p><u>(注 2)</u> 当該項目の内容を実施することによる工事費増（空地確保に伴う建築物整備の工事費増を含む。）に係る実積算額を全体建設工事費で除した額に 10,000 を乗じて得た数値を当該項目のポイントとする。</p> <p><u>(注 2)</u> 各項目のうち、防災・省エネまちづくり緊急促進事業を併せて行う既存の補助事業において、補助対象となっている項目は、ポイントの加算から除くものとする。</p>			

改正案	現行
<p>合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む。）。</p> <p><u>（注4）屋上緑化等のための耐荷重構造化を行っている場合、イは18ポイント、ロは70ポイントする。</u></p> <p>（注5）各項目のうち、防災・省エネまちづくり緊急促進事業を併せて行う既存の補助事業において、補助対象となっている項目は、ポイントの加算から除くものとする。</p> <p>（注6）各項目の内容について、補助金交付要綱第6第2項及び第7第2項並びに総合交付金要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5.第2項及び6.第2項の規定により別に定める技術基準又は技術評価に規定がある場合は、当該規定に適合させるものとする。</p> <p>ロ 非住宅床について 補助金交付要綱第9第1項の各号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項の各号に掲げる対策のうち非住宅床の整備に要する費用の中で次の(1)から<u>(3)</u>までの項目については、以下の算式を用いてもよいこととする。</p>	<p>（注4）各項目の内容について、補助金交付要綱第6第2項及び第7第2項並びに総合交付金要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5.第2項及び6.第2項の規定により別に定める技術基準又は技術評価に規定がある場合は、当該規定に適合させるものとする。</p> <p>（注5）津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号）第31条に定める指定避難施設の技術的基準を満たす建築物を整備する際に、付加的に要する費用を対象とする。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む。）。</p> <p>ロ 非住宅床について 補助金交付要綱第9第1項の各号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項の各号に掲げる対策のうち非住宅床の整備に要する費用の中で次の(1)から<u>(4)</u>までの項目については、</p>

改正案	現行
<p>(1) (略)</p> <p><math>A = B / 10,000 \times C</math></p> <p>A : 付加的費用の額</p> <p>B : <u>表 2</u> に掲げるバリアフリー化項目のポイント合計</p> <p>C : (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>以下の算式を用いてもよいこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><math>A = B / 10,000 \times C</math></p> <p>A : 付加的費用の額</p> <p>B : <u>表 2 (1)</u> に掲げるバリアフリー化項目のポイント合計</p> <p>C : (略)</p> <p><u>(2) 補助金交付要綱第 9 第 1 項 (4) 及び総合交付金交付要綱附属第 III 編イー 1 3 - (10) 第 1 項 (4) に規定する省エネルギー対策を図るために付加的に要する費用</u></p> <p><u><math>A = B / 10,000 \times C</math></u></p> <p><u>A : 付加的費用の額</u></p> <p><u>B : 表 2 (2) に掲げる省エネルギー化項目のポイント合計</u></p> <p><u>C : 補助金交付要綱第 6 第 1 項第 3 号口及び総合交付金交付要綱附属第 II 編イー 1 3 - (10) 5. 第 1 項第 3 号口に掲げる要件を満たす施設建築物について、建築工事費 (他の国庫補助金及び交付金並びに管理者負担金が交付される部分に相当する額を除く。) に非住宅部分の床面積 (共用部分を含む。) の全体床面積に対する割合を乗じたもの</u></p> <p><u>なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等、住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあっては、非住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いて C を計算してよいこととし、非住宅部分に複数の用途が含まれる場合にも同様の考え方によること。</u></p>

改正案			現行		
<u>表2 非住宅床の場合（バリアフリー化項目）</u>			<u>表2 非住宅床の場合</u>		
			<u>（1）バリアフリー化項目</u>		
項目	条件等	ポイント	項目	条件等	ポイント
①床仕上げ配慮（注2）	実施した場合	95	①床仕上げ配慮（注2）	実施した場合	95
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		②フリーアクセスフロア（注2）	<u>導入した場合</u>	<u>150</u>
②身体障害者対応E V設置（注3）	建築物移動等円滑化誘導基準等（注1）	60	③身体障害者対応E V設置（注3）	建築物移動等円滑化誘導基準等（注1）	60
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		④車椅子対応エスカレーター設置（注3）	<u>設置した場合</u>	<u>10</u>
③廊下・階段の幅員・勾配対応（注3）	建築物移動等円滑化誘導基準等（注1）	70	⑤廊下・階段の幅員・勾配対応（注3）	建築物移動等円滑化誘導基準等（注1）	70
④誘導・注意喚起床材敷設（注3）	敷設した場合	5	⑥誘導・注意喚起床材敷設（注3）	敷設した場合	5
⑤階段手摺設置（注3）	建築物移動等円滑化誘導基準等（注1）	5	⑦階段手摺設置（注3）	建築物移動等円滑化誘導基準等（注1）	5
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		⑧音声触知図案内板	<u>導入した場合</u>	<u>5</u>
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		⑨劇場、集会場等における車椅子対応	<u>実施した場合</u>	<u>40</u>
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		⑩事務所における机	<u>500L X確保</u>	<u>20</u>

改正案			現行		
	<u>(削除)</u>		<u>面照度</u>	<u>700 L × 確保</u>	<u>60</u>
⑥ホテルにおける室内バリアフリー化	浴室・洗面等を実施した場合	20	⑪ホテルにおける室内バリアフリー化	浴室・洗面等を実施した場合	20
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		⑫博物館、美術館等文化施設での車椅子対応	実施した場合	<u>20</u>
⑦各フロアに車椅子対応トイレの設置 (注4)	実施した場合	15	⑬各フロアに車椅子対応トイレの設置 (注4)	実施した場合	15
<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) ①に関し共用通行部分整備費が補助対象の事業については×0.8</p> <p>(注3) ③～⑤は共用通行部分整備費が補助対象の事業については計上できない</p> <p>(注4) ⑦は誰もが円滑に利用できる便所の整備費が補助対象となる事業については計上できない</p>			<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) ①及び②に関し共用通行部分整備費が補助対象の事業については×0.8</p> <p>(注3) ③～⑦は共用通行部分整備費が補助対象の事業については計上できない</p> <p>(注4) ⑬は誰もが円滑に利用できる便所の整備費が補助対象となる事業については計上できない</p>		

改正案	現行																																						
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(表 削除)</u></p>	<p>(2) 省エネルギー化項目</p> <table border="1" data-bbox="1191 296 2058 1428"> <thead> <tr> <th data-bbox="1191 296 1491 395">項目</th> <th data-bbox="1491 296 1944 395">条件等</th> <th data-bbox="1944 296 2058 395">ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1191 395 1491 491">①外壁、屋根等に係る熱損失防止</td> <td data-bbox="1491 395 1944 491">PAL ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)</td> <td data-bbox="1944 395 2058 491">100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 491 1491 587"></td> <td data-bbox="1491 491 1944 587">PAL ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)</td> <td data-bbox="1944 491 2058 587">110</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 587 1491 683">②空調設備に係る省エネルギー化</td> <td data-bbox="1491 587 1944 683">CEC/AC ≤ 建築主の努力基準の基準値 (注2)</td> <td data-bbox="1944 587 2058 683">160</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 683 1491 778">③機械換気設備に係る省エネルギー化</td> <td data-bbox="1491 683 1944 778">CEC/V ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)</td> <td data-bbox="1944 683 2058 778">45</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 778 1491 874">④照明設備に係る省エネルギー化</td> <td data-bbox="1491 778 1944 874">CEC/L ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)</td> <td data-bbox="1944 778 2058 874">60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 874 1491 970">⑤給湯設備に係る省エネルギー化</td> <td data-bbox="1491 874 1944 970">CEC/HW ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)</td> <td data-bbox="1944 874 2058 970">40</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 970 1491 1066"></td> <td data-bbox="1491 970 1944 1066">CEC/HW ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)</td> <td data-bbox="1944 970 2058 1066">45</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1066 1491 1161">⑥エレベーターに係る省エネルギー化</td> <td data-bbox="1491 1066 1944 1161">CEC/EV ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)</td> <td data-bbox="1944 1066 2058 1161">15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1161 1491 1257">(注3)</td> <td data-bbox="1491 1161 1944 1257">CEC/EV ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)</td> <td data-bbox="1944 1161 2058 1257">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1257 1491 1353">⑦太陽光発電装置</td> <td data-bbox="1491 1257 1944 1353">発電能力 10kW 以上を有する太陽光発電装置を 1 式以上設置する</td> <td data-bbox="1944 1257 2058 1353">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1353 1491 1428"></td> <td data-bbox="1491 1353 1944 1428">発電能力 20kW 以上を有する太陽</td> <td data-bbox="1944 1353 2058 1428">10</td> </tr> </tbody> </table>			項目	条件等	ポイント	①外壁、屋根等に係る熱損失防止	PAL ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)	100		PAL ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	110	②空調設備に係る省エネルギー化	CEC/AC ≤ 建築主の努力基準の基準値 (注2)	160	③機械換気設備に係る省エネルギー化	CEC/V ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	45	④照明設備に係る省エネルギー化	CEC/L ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	60	⑤給湯設備に係る省エネルギー化	CEC/HW ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)	40		CEC/HW ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	45	⑥エレベーターに係る省エネルギー化	CEC/EV ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)	15	(注3)	CEC/EV ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	30	⑦太陽光発電装置	発電能力 10kW 以上を有する太陽光発電装置を 1 式以上設置する	5		発電能力 20kW 以上を有する太陽	10
項目	条件等	ポイント																																					
①外壁、屋根等に係る熱損失防止	PAL ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)	100																																					
	PAL ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	110																																					
②空調設備に係る省エネルギー化	CEC/AC ≤ 建築主の努力基準の基準値 (注2)	160																																					
③機械換気設備に係る省エネルギー化	CEC/V ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	45																																					
④照明設備に係る省エネルギー化	CEC/L ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	60																																					
⑤給湯設備に係る省エネルギー化	CEC/HW ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)	40																																					
	CEC/HW ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	45																																					
⑥エレベーターに係る省エネルギー化	CEC/EV ≤ 建築主の判断基準の基準値 (注1)	15																																					
(注3)	CEC/EV ≤ 建築主の努力指針の基準値 (注2)	30																																					
⑦太陽光発電装置	発電能力 10kW 以上を有する太陽光発電装置を 1 式以上設置する	5																																					
	発電能力 20kW 以上を有する太陽	10																																					

改正案	現行		
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 補助金交付要綱第9第1項(8)口及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(8)口に規定する「屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用」の算出は、以下の算式を用いてよいこととする。</p> <p>(中略)</p>		光発電装置を1式以上設置する	
	⑧太陽熱利用給湯	導入した場合	10
	⑨中水道	導入した場合	20
	⑩雨水再利用装置	導入した場合	10
	⑪設備配管のための階高増	(階高が3.6m以上の場合)	90
	⑫カーテンウォールの皮膜厚増	(皮膜厚が16μm以上の場合)	100
	<p>(注1) 建築主の判断基準：建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年通商産業省・建設省告示第1号)</p> <p>(注2) 事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針(平成5年7月29日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省告示第3号)</p> <p>(注3) ⑥については、共用通行部分整備費が補助対象となる事業については計上できない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 補助金交付要綱第9第1項(5)口及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(5)口に規定する「屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用」の算出は、以下の算式を用いてよいこととする。</p> <p>(中略)</p>		

改正案	現行
<p>表3 (略)</p> <p>ハ 補助金交付要綱第9第1項 <u>(5)</u> 及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項 <u>(5)</u> に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費」のうち集会所、アトリウム等の施設(空地等以外のもの)に関する用地費の算出は、評価基準日における宅地評価額によるものとし、当該施設が施設建築物の一部となる場合には以下の算式を用いるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>ニ 補助金交付要綱第9第1項 <u>(5)</u> 及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項 <u>(5)</u> に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費及び補償費」のうち空地等に関するものの算出は、管理者負担金の算出と同様に扱うものとする。また、管理者負担金で算出に使われた補償金は改めて基礎額の算定の際において対象としないが、管理者負担金による算出のうち、建築物等一部のみの算出の対象となっている場合は、その額を控除した額で基礎額の算定の際において対象とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附則</u> この補助対象事業費算出方法は、平成27年4月9日より施行する。</p>	<p>表3 (略)</p> <p>ハ 補助金交付要綱第9第1項 <u>(3)</u> 及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項 <u>(3)</u> に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費」のうち集会所、アトリウム等の施設(空地等以外のもの)に関する用地費の算出は、評価基準日における宅地評価額によるものとし、当該施設が施設建築物の一部となる場合には以下の算式を用いるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>ニ 補助金交付要綱第9第1項 <u>(3)</u> 及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項 <u>(3)</u> に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費及び補償費」のうち空地等に関するものの算出は、管理者負担金の算出と同様に扱うものとする。また、管理者負担金で算出に使われた補償金は改めて基礎額の算定の際において対象としないが、管理者負担金による算出のうち、建築物等一部のみの算出の対象となっている場合は、その額を控除した額で基礎額の算定の際において対象とする。</p> <p>(中略)</p>

改正案	現行
<p>別添 1 高齢者等配慮対策に関する基準</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 共用廊下 (略)</p> <p>(i) <u>勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。</u></p> <p>(ii) <u>手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さ700mmから900mmの位置に設けられていること。</u></p> <p>(iii) 段が設けられている場合にあつては、当該段が②aに掲げる基準に適合していること。</p> <p>c (略)</p> <p>② 共用階段 (略)</p> <p>a 次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>蹴込みが30mm以下であり、かつ、蹴込み板が設けられていること。</u></p>	<p>別添 1 高齢者等配慮対策に関する基準</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 共用廊下 (略)</p> <p>(i) <u>勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあつては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。</u></p> <p>(ii) 段が設けられている場合にあつては、当該段が②aの(i)から(iii)までに掲げる基準に適合していること。</p> <p>c (略)</p> <p>② 共用階段 (略)</p> <p>a <u>次の(i)から(iv)まで(エレベーターを利用できる階にあつては、(iii)及び(iv))</u>に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 蹴込みが30mm以下であること。</p>

改正案	現行
<p>(iii) ~ (iv) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>③ エレベーター (略)</p> <p>a エレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(i) (略)</p> <p><u>(ii) エレベーターのかごの奥行きが内法寸法で 1,350mm 以上であること。</u></p> <p>(iii) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、<u>①bの(i)から(iii)までに掲げる基準に適合していること。</u></p>	<p>(iii) ~ (iv) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>③ エレベーター (略)</p> <p>a エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、<u>次の(i)及び(ii)に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、<u>次に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p><u>(i) 勾配が 1/12 以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が 900mm 以上であるか、又は、高低差が 80mm 以下で勾配が 1/8 以下の傾斜路若しくは勾配が 1/15 以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が 1,200mm 以上であること。</u></p> <p><u>(ii) 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さ 700mm から 900mm の位置に設けられていること。</u></p> <p><u>(iii) 段が設けられている場合にあっては、当該段が②aの(i)から(iii)までに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p><u>④ 共用階段の幅員</u> <u>エレベーターを利用できない階にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る一の共用階段の有効幅員が 900mm 以上であること。</u></p>

改正案	現行
別添 2～5 (略)	別添 2～5 (略)